



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1
- と畜場法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 2

告 示

- 水産生産物譲渡規程の一部を改正する告示（水産課）…………… 2

訓 令

- 沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課）…………… 3
- 地籍嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課）…………… 3
- 地理情報システム嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課）…………… 4
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課）…………… 4
- 沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（情報政策課）…………… 5
- 沖縄県地域づくり応援員設置規程（地域・離島課）…………… 5
- 沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令（環境保全課）…………… 6
- 沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令（環境整備課）…………… 6
- 沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令（自然保護課）…………… 6
- 県民相談業務等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課）…………… 7
- 民間非営利活動支援相談員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課）…………… 7
- 消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課）…………… 8
- 沖縄県交通事故相談員設置規程の一部を改正する訓令（県民生活課）…………… 8
- 嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令（生活衛生課）…………… 8
- 沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（平和・男女共同参画課）…………… 8
- 八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（平和・男女共同参画課）…………… 9
- 試験研究等業務嘱託員設置規程及び深層水技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（農林水産企画課）…………… 9
- 沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（流通政策課）…………… 9
- 農地調整事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（農政経済課）…………… 9
- 特殊病害虫防除員服務規程の一部を改正する訓令（営農支援課）…………… 10
- 家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令（畜産課）…………… 10
- 沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（森林緑地課）…………… 11
- 沖縄県営林管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（森林緑地課）…………… 11
- 栽培技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（水産課）…………… 11
- 沖縄県漁港漁場嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（漁港漁場課）…………… 12

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第37号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和47年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「1(2)」の次に「、1の2(2)」を加え、同条第2項中「普通乗用車、小型乗用車」を「普通自動車、小型自動車」に改め、同項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 業種別基準の1の2(2)及び(3)

第8条第2項第2号に次のように加える。

オ 業種別基準の13(2)

第8条第3項の表給水設備(1)の項及び廃棄物及び汚物処理設備(2)の項中「普通乗用車」を「普通自動車」に、「小型乗用車」を「小型自動車」に改める。

第20条中「第8条」を「第9条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、通年で定期的に行われるものを除く。

第20条第1号中「申請者であって」の次に「、営業許可の期間を1月以内とする申請であり、かつ」を加え、同条第2号中「高等学校」の次に「、高等専門学校」を加え、「又は学校等の教職員若しくは職員」を削り、同条第3号中「団体以外の者」を「団体以外の団体の長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第38号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和47年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7号様式中「年令」を「年齢」に改め、同様式注を次のように改める。

注 (1) ※欄は、記入しないでください。

(2) 年齢欄は、牛にあっては月齢及び出生年月日を記入してください。

(3) 備考欄は、牛にあっては個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。）を記入してください。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第224号

水産生産物譲渡規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水産生産物譲渡規程の一部を改正する告示

水産生産物譲渡規程（平成21年沖縄県告示第239号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県水産海洋研究センター」を「沖縄県水産海洋技術センター」に、「沖縄県水産海洋研究センター石垣支所」を「沖縄県水産海洋技術センター石垣支所」に改める。

第2条中「沖縄県水産海洋研究センター所長」を「沖縄県水産海洋技術センター所長」に、「沖縄県水産海洋研究センター石垣支所所長」を「沖縄県水産海洋技術センター石垣支所所長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年 4月 1日から施行する。

第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

第8条を削る。

第9条第1号中「第4条」を「第3条」に、「怠つた」を「怠った」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「適しなくなつた」を「適しなくなった」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第9条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

第10条を削る。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第30号

企 画 部

地理情報システム嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

地理情報システム嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

地理情報システム嘱託員設置規程（平成3年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第6条第2項中「及び勤務時間」を削り、「土地対策課長が」の次に「別に」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第31号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第8号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長 兼 島 規
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 大 城 浩

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「商工労働部新産業振興課長
商工労働部商工振興課長」を「商工労働部国際物流推進課長」に、「土木建築部新石垣空港課
企業局総務企画課長
長」を「企業局総務企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第32号

企 画 部

沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県情報技術嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「各課情報発信システム」を「ホームページ管理システム」に改める。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第33号

企 画 部

沖縄県地域づくり応援員設置規程を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県地域づくり応援員設置規程

（設置）

第1条 沖縄県の地域活性化に関するネットワークシステム、地域づくり情報の収集及び発信並びに人材育成に関する業務を円滑に推進するため、企画部地域・離島課に沖縄県地域づくり応援員（以下「応援員」という。）を設置する。

（身分）

第2条 応援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

（職務）

第3条 応援員は、企画部地域・離島課長（以下「地域・離島課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域づくりに関するネットワークシステムの運用及び管理に関すること。
- (2) 地域づくり情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 沖縄県地域づくり人材育成の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域・離島課長が必要と認める事項に関すること。

（委嘱等）

第4条 応援員は、知事が委嘱する。

2 応援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、企画部企画調整課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

（報酬等）

第5条 応援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件等)

第6条 応援員の勤務場所は、企画部地域・離島課とする。

2 応援員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、地域・離島課長が定める。

3 応援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 応援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 応援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 応援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 応援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、応援員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 応援員として不適当と認められる行為をしたとき。

(4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、応援員に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第34号

環 境 生 活 部

沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県放射能調査員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県放射能調査員設置規程（昭和54年沖縄県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第35号

環 境 生 活 部

福 祉 保 健 部

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県廃棄物監視指導員設置規程（平成16年沖縄県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第36号

環 境 生 活 部

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県鳥獣保護員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県鳥獣保護員設置規程（平成4年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「銃猟禁止区域等」を「特定猟具使用禁止区域等」に改める。

第4条第1項第3号中「銃猟禁止区域等」を「特定猟具使用禁止区域等」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第37号

知 事 部 局

県民相談業務等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

県民相談業務等嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

県民相談業務等嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総合案内員設置規程

第1条中「照会」の次に「に関する総合案内」を加え、「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改める。

第2条中「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改める。

第3条を次のように改める。

（職務）

第3条 総合案内員は、環境生活部県民生活課長（以下「県民生活課長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる業務を行う。ただし、第2号に規定する業務については、総務部管財課長の指揮監督を受けるものとする。

(1) 県民からの相談、要望、苦情及び照会に関すること。

(2) 県民からの電話による問合せに関すること。

(3) 来訪者案内業務に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、県民生活課長の命ずる事項に関すること。

第4条第1項及び第2項中「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改め、同条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第5条中「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改める。

第6条第1項中「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改め、「環境生活部県民生活課（県民相談コーナー）又は」を削り、同条第2項及び第3項中「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改める。

第7条から第9条までの規定中「県民相談業務等嘱託員」を「総合案内員」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第38号

環 境 生 活 部

民間非営利活動支援相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

民間非営利活動支援相談員設置規程の一部を改正する訓令

民間非営利活動支援相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。
第7条第3項中「職務を」を「職を」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第39号

環 境 生 活 部

消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

消費生活専門相談員設置規程の一部を改正する訓令

消費生活専門相談員設置規程（平成18年沖縄県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第40号

環 境 生 活 部

沖縄県交通事故相談員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県交通事故相談員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県交通事故相談員設置規程（平成19年沖縄県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第41号

知 事 部 局

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令

嘱託獣医師設置規程（昭和56年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第42号

環 境 生 活 部

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県平和祈念資料館学芸業務嘱託員設置規程（平成8年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第43号

環 境 生 活 部

八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

八重山平和祈念館嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

八重山平和祈念館嘱託員設置規程（平成10年沖縄県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第44号

農 林 水 産 部

試験研究等業務嘱託員設置規程及び深層水技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

試験研究等業務嘱託員設置規程及び深層水技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

（試験研究等業務嘱託員設置規程の一部改正）

第 1 条 試験研究等業務嘱託員設置規程（平成 9 年沖縄県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

（深層水技術嘱託員設置規程の一部改正）

第 2 条 深層水技術嘱託員設置規程（平成13年沖縄県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第45号

農 林 水 産 部

沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品表示調査・相談等事務嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第46号

農 林 水 産 部

農地調整事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

農地調整事務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

農地調整事務嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第47号

知 事 部 局

特殊病害虫防除員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

特殊病害虫防除員服務規程の一部を改正する訓令

特殊病害虫防除員服務規程（昭和56年沖縄県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第5条第3項中「職員に」を「職員の勤務時間に」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（服務）

第7条 防除員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 防除員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 防除員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 防除員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第48号

農 林 水 産 部

家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程の一部を改正する訓令

家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程（平成9年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条を次のように改める。

（服務）

第7条 嘱託獣医師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託獣医師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託獣医師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託獣医師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第49号

農 林 水 産 部

沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県地域森林計画業務嘱託員設置規程（平成15年沖縄県訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第50号

農 林 水 産 部

沖縄県県営林管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県県営林管理嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県県営林管理嘱託員設置規程（平成15年沖縄県訓令第60号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部人事課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第8条を次のように改める。

（服務）

第8条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第51号

農 林 水 産 部

栽培技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

栽培技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

栽培技術嘱託員設置規程（平成13年沖縄県訓令第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第52号

知 事 部 局

沖縄県漁港漁場嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県漁港漁場嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県漁港漁場嘱託員設置規程（平成11年沖縄県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条を次のように改める。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

| | |
|--|--|
| 発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074 | 印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号 |
|--|--|